5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金　免除。
⑶　契約保証金　免除。但し、履行ボンドの加入を要する。
⑷　入札の無効　本公告に示した一般競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　本工事は低入札価格調査制度の対象工事である。
⑻　本工事は建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。
⑾　競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記2⑺に掲げる競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も上記4により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに下記に示す部署において当該資格の認定を受けていなければならない。　〒106―8401 東京都港区六本木6―11―1　日本中央競馬会　施設部施設総務課　電話03―3591―5251
㈱　その他詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of this work : Mitsunori Osako, Deputy General Manager of the Miho Training Center of Japan Racing Association
⑵　Classification of services to be Procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Work of design and supervision “Repair work of housings in Miho Training Center (4th stage)”
⑷　Time and period for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : From 27th September, 2017 to 6th October, 2017 between 10 : 00 a.m. and 3 : 00 p.m. (except from 2nd October, 2017 to 3rd October, 2017)
⑸　Date and time for the submission of tenders : 9th November, 2017 at 10 : 30 a.m.
⑹　Contact details for tender documents : Construction and Facilities Dept., JRA Miho Training Center Office : 2500―2 Mikoma Miho-mura Inashiki-gun, Ibaraki, Japan 300―0493 TEL 029―885―2111

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

H29―32金沢東環　月浦トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成29年9月26日
北陸地方整備局長　小俣　篤
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事名　H29―32金沢東環　月浦トンネル工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　石川県金沢市月浦町地先～神谷内町地先
3　工事内容
トンネル工　1式
トンネル工（機械掘削）1,006m
インバート工　1,006m
坑内付帯工　1式
坑門工（明り巻）14m
仮設工　1式
工期　契約締結日の翌日から平成33年1月15日まで
4　申請の時期
平成29年9月26日から平成29年10月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成29年10月11日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年9月26日から
〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館　北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話025―280―8880㈹　内線2523において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（6⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年9月26日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2、別記様式3－1－1及び別記様式3－1－2と同一であるので、これを使用して作成することができる。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月3日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月3日付け公示6（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社の組合せとする。
①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。